

ICT教育の推進について

学校教育課

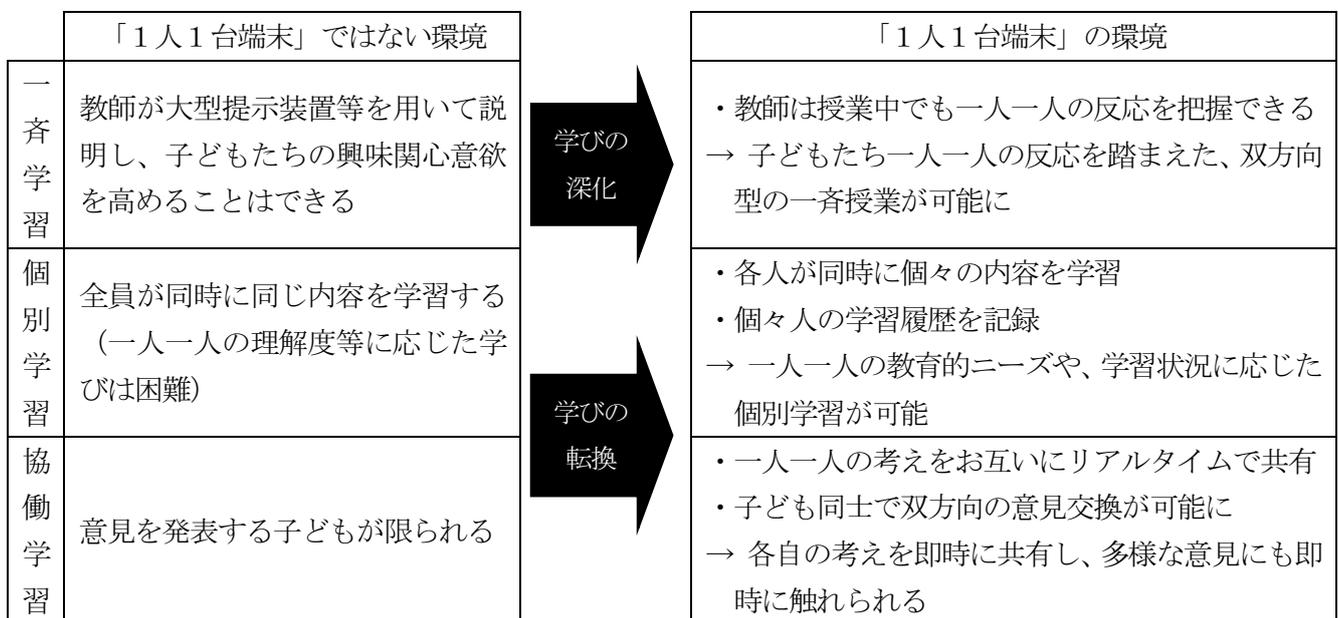
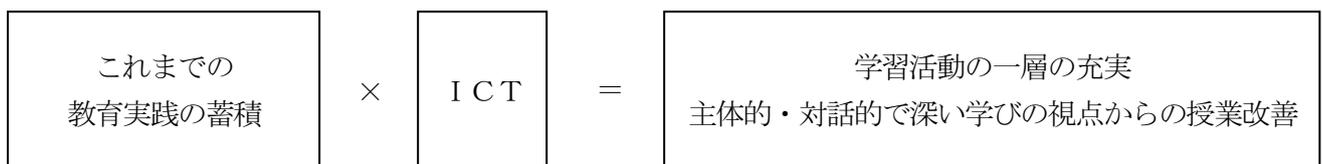
1 新学習指導要領における位置づけ（情報活用能力の育成（プログラミング教育含む）関連）

- ・小学校は令和2年度、中学校は令和3年度から実施

◇情報活用能力（情報モラルを含む）を、言語能力と同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置づける
 ◇情報活用能力など社会の変化に対応するための子どもたちの力を育むため、情報教育及び教科指導でのICT活用について充実を図る
 ◇小学校でのプログラミング教育の必須化

2 GIGAスクール構想（文部科学省「GIGAスクール構想の実現へ」より）

- ・1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子供を含め、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育環境を実現する
- ・これまでの我が国の教育実践と最先端のベストミックスを図ることにより、教師・児童生徒の力を最大限に引き出す



< ICTの活用により充実する学習の例 >

- ☑調べ学習 …課題や目的に応じて、インターネット等を用い、様々な情報を主体的に収集・整理・分析
- ☑表現・制作 …推敲しながらの長文の作成や、写真・音声・動画等を用いた多様な資料・作品の制作
- ☑遠隔教育 …大学・海外・専門家との連携、過疎地・離島の子供たちが多様な考えに触れる機会、入院中の子供と教室をつないだ学び
- ☑情報モラル教育…実際に情報・情報技術を活用する場面（収集・発信など）が増えることにより、情報モラルを意識する機会の増加

3 インターネット依存

スマートフォンによるインターネット依存が、身体的・精神的・社会的に次のような実害をもたらすと
言われている。(NPO法人ASK情報)

区分	教育・指導	システム制限措置等
①健康被害 <ul style="list-style-type: none"> ・視力障害（スマホ近視/スマホ老眼） ・スマホ巻き肩/スマホ肘 ・テキストネック/ストレートネック/スマホ首 ・睡眠障害（長時間使用に関する生活リズムの乱れ、集中力低下） ・指の腱鞘炎・指の変形（スマホの荷重を支える骨の変形） 	<ul style="list-style-type: none"> ○健康被害に関する情報モラル教育 ○教員による指導 	<ul style="list-style-type: none"> ○端末利用時間の制限 ○Web フィルタリング ○アプリケーション制御
②学習能力・運動能力の低下 <ul style="list-style-type: none"> ・学習能力の低下（相対的な学習時間減少・集中力低下に伴う） ・運動能力の低下（相対的な運動時間減少に伴う） ・言語能力の低下 	<ul style="list-style-type: none"> ○情報モラル教育 ○教員による指導 ○活用推進教育 ・必要な時に部分的に使用 	<ul style="list-style-type: none"> ○端末利用時間の制限 ○Web フィルタリング ○アプリケーション制御
③コミュニケーションのトラブル <ul style="list-style-type: none"> ・誹謗中傷、いじめ（SNS 参加に対する脅迫観念） ・親子関係の希薄化、友人関係の希薄化 ・社会性・感受性の低下 ・抑うつや攻撃性の出現 	<ul style="list-style-type: none"> ○情報モラル教育 ○教員による指導 	<ul style="list-style-type: none"> ○アプリケーション制御 ○Web フィルタリング
④金銭のトラブル <ul style="list-style-type: none"> ・オンラインゲーム/アプリゲームの高額請求 ・通販サイトの後払い利用などによる支払いの滞納など ・架空請求サイトによる詐欺被害 	<ul style="list-style-type: none"> ○情報モラル教育 ○教員による指導 	<ul style="list-style-type: none"> ○Web フィルタリング
⑤犯罪加害・被害に関するトラブル <ul style="list-style-type: none"> ・意識の薄い犯罪予告/犯罪勧誘 ・Twitter 等での犯罪・非常識行為の自慢 ・有害サイトへのアクセス・援助交際・金銭授受 ・画像・動画配信被害（個人の特定・ストーキング・リベンジポルノ） ・個人情報の漏えい 	<ul style="list-style-type: none"> ○情報モラル教育 ○教員による指導 	<ul style="list-style-type: none"> ○Web フィルタリング ○アプリケーション制御
⑥注意力低下による事故・負傷など <ul style="list-style-type: none"> ・歩きスマホ、ながらスマホによるホーム転落事故など ・運転中のスマホ操作による自転車・自動車事故など 	<ul style="list-style-type: none"> ○情報モラル教育 	/

4 ICTを活用した教育の目指す姿

(1) 飯田市の教育ビジョン

地育力による 未来をひらく 心豊かな人づくり

- ・「地育力による未来をひらく心豊かな人づくり」の実現に向け、学力の保証・向上や、人間関係づくりなど全ての教育活動にICTを活用していく

(2) ICTの活用により更に伸ばしたい力

これからの時代に必要となる資質・能力の育成

- ①学びを人生や社会に活かそうとする「学びに向かう力・人間性」等の涵養
- ②生きて働く「知識・技能」の習得
- ③未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力」等の育成

(学習指導要領改訂の方向性より)

(3) 1人1台パソコンでこんな学びを目指します

<協働的な学び>

勇気をもって発言できなくても、ICTを活用して教室内の友達に自分の考えを伝え、友達の考えを知り様々な考えに触れることで、自分の考えを深めていく。ICTを活用して、教室の友達だけでなく、校内、校外や海外の人とも、日常的に意見発表や話し合いをすることができる。

<個別最適な学び>

一人一人の能力や適性に合わせ、発達に特性があったり、教室や学校に馴染めなかったりする多様な子どもたちも、誰一人取り残されることがないようにする。

<協働的な学びと個別最適な学びを支える情報活用能力の育成>

AI社会を生き抜くために、基本的な情報機器の操作や情報モラルを身につけ、ネットワーク上のルールやマナー、情報には誤ったものや危険なものがあることを学ぶ。

5 具体的活用のイメージ

(1) 授業におけるツールとしての活用

授業の中での組み立ての中で、部分的に1人1台の学習用端末などICTを有効に活用し、「分かりやすい授業」や、「主体的・対話的で深い学び」を実践し、これからの時代に求められる資質・能力の育成や学力の向上を図る。

ア 学力向上「結い」プランに沿った授業づくりや、地域と連携したふるさと学習・体験学習を引き続き実践する中で、ICT機器を使って、教師が子どもの考えを把握したり、子ども同士で考えを共有したりする場面で効果的に活用し、授業改善に取り組む。

<学力向上「結い」プラン>

① 明確なねらいを持って進める授業

- ・「ねらいと手だて」⇒子どもの実態と教材の本質を踏まえましょう
- ・計画的な「板書」⇒授業の見通しと内容が分かるように板書をしましょう
「日付」「学習問題(課題)」「まとめ」等を明示しましょう

② 学びを深め合う、めりはりのある学習活動

- ・「話す」活動の充実⇒子どもが主役となるようにしましょう
- ・「書く」時間の確保⇒考えて書く活動を1回は位置付けましょう

③ ねらいの達成を見とどけ、次の学習へ生かす評価

・終末の「振り返り」⇒ できた、分かった、学んだことを確認しましょう

・「定着、発展の時間」の確保⇒学習したことを確かめ、伸びる子を一層伸ばす工夫をしましょう

イ 個に応じた学び

①特別支援学級での活用

②LD等通教指導教室に通級する児童生徒による活用

③日本語指導教室を利用する児童生徒による活用

④不登校児童生徒による活用

(2) 休校時における学校と家庭のつながり

新型コロナウイルスによる休校時等においても、子どもたちとのつながりや学びを保証する。

6 ICTを活用した教育の推進と情報モラル教育の推進

ICTを活用した教育の推進と情報モラル教育の推進のそれぞれについて、専門機関、学校、教育委員会による委員会を設置し、現状や課題の把握、進め方等について検討し、**双方を並行して推進する。**

情報モラル教育の中で、「目とパソコンの距離は30cm」「30分見たら遠くを見るなど、目の筋肉の緊張をほぐす」など、**健康被害に対する指導も行う。**

7 ICTを活用した教育の推進

(1) ICT教育推進委員会の設置

専門機関（東原義訓信州大学特認教授）、学校（校長2名、教頭2名）、教育委員会（7名）、計12名により「ICT教育推進委員会」を設置し、飯田市のICT教育全般に関する方向性、実態把握、分析評価、改善に向け検討し、効果的な教育活動につなげる。

(2) ICTを活用した教育の推進に関する会議等の経過

令和3年5月28日 ICT教育推進委員会

令和3年6月22日 校長会

(3) 今年度の取り組み計画

①学校での取組

ア 基本的な操作等

- ・キーボード入力の基本の習得
- ・手で書くのと同じくらいの速さでキーボード入力ができる

イ 授業での活用

- ・よりより授業づくりのためにClassroomを活用した授業を各学期に1単元挑戦

ウ 学校生活での活用

- ・「私たちの学校は、〇〇にコンピューターを日常的に活用します。」

1学期中に具体的な活用目標を決定する。

②教員の指導力向上

信州大学教育学部と連携し、学習用端末などを効果的に活用した教育活動が実践できるよう、教員を対象にした研修会（ICT活用中核教員研修）と、各校における校内研修等を実施、継続して行う。

(令和3年度の研修計画)

- ・対象者：すべての学級担任・授業担当者
- ・到達目標：学校での取組を参考に設定予定
- ・手法：信州大学教育学部による各校の中核教員を対象にした遠隔教員研修会の実施、及び中核教員による校内研修の実施（中核教員対象の研修会は、令和3年7月29日、11月12日、2月1日を予定）

8 情報モラル教育の推進

(1) 情報モラル教育推進委員会の設置

専門機関（南澤セーフティネット総合研究所代表理事）、学校（校長2名、教頭2名）、教育委員会（7名）、計12名により「情報モラル教育推進委員会」を設置し、情報モラル教育に関する現状や課題の把握、情報モラル教育の進め方等について検討し、効果的な教育につなげる。

(2) 情報モラル教育の推進に関する会議等の経過

- 令和3年4月21日 情報モラル教育推進委員会
- 令和3年4月22日 教頭会
- 令和3年7月16日 情報モラル教育推進委員会

(3) 当面の取り組み

児童生徒のインターネットの適切な利用や著作権への適切な対応に向け、学校における日常的な指導や専門家による全小中学校児童生徒及び教職員を対象にした学習会を実施する。

① 令和3年度の教育計画

ア 専門家による教職員を対象にした学習会

令和3年5月10日 情報担当者対象教職員向け情報モラル講演会（授業における著作権）

イ 専門家による児童生徒を対象にした学習会

令和3年5月10日～7月16日（延べ46回）

全小中学校が1学期中に実施（小学校は1、2年と3～6年を別に実施）

② 自ら考えるルールづくりと保護者との連携

- ア 自立性を培い自らルールを守る姿勢を強めるため、端末の有効性や危険性を理解し自らも考え、学習用端末の使用に関するルールづくりを行う
- イ 各学校において児童生徒とともに定めたルールは、保護者にも配布し共有するとともに、端末の使用や管理等について連携を図る
- ウ 保護者との連携を深めるため、基本的な事項について児童生徒と共に保護者にも確認してもらい同意書を提出してもらう（扱い、個人情報、人権侵害、著作権、ルール、健康面等）

9 家庭への持ち帰りについて

(1) 当面の基本的な考え方

通常は学校保管を原則としながら、必要な時に必要な児童生徒が必要な期間のみ家庭に持ち帰ることができることとする。

(2) インターネット利用におけるリスクへの対応

① 有害・危険サイトやネット犯罪の被害を防ぐ → Webフィルタリング
◇Webフィルタリングを適切に実施するとともに、情報が入ればその制度を高めていく 不適切サイトへのアクセスをブロック（基本設定 24 カテゴリー148 項目について可否設定 （不法、アダルト、動画配信、SNS、過激な表現等）
② いじめやトラブルの起点になることを防ぐ → アプリケーション制御
◇コミュニケーションアプリによる、教師が把握できない閉じたコミュニケーションを制限 Gmail → 使用不可 / Chat → 使用不可 Meet（Web 会議アプリ） → 開催権限を教師のみに限定（児童生徒だけでは使用できない） 児童生徒による録画不可 ◇Google Classroom 等の安全な学習ツールを活用する（学校向けのファイル共有できる仮想教室）
③ 指導によって安全性を高める
◇端末利用時間の制限 ・心身の健康のためにも利用時間を守ることは重要 ・Web フィルタリングにより利用時間を制限しているが、ログアウトを児童生徒が行わないと制限機能が有効に働かない ◇端末の使用を終わる時には必ずログアウトの操作をする ・系統的にログイン・ログアウト情報の確認はできず学校や事務局で管理することは不可能。 安全上、使用を終わる時にログアウトの操作をすることは非常に重要（勝手に使われないようにする）

(3) 家庭への持ち帰りの申請と許可

①申請

情報モラル教育を実践し、学習用端末等の使用に関するルールを保護者とも共有し、更に、学年ごとと使用する内容を明確にするなどして、児童生徒が学習用端末を家庭に持ち帰っても適切に利用できると学校長が判断した場合に、教育委員会に申請する。

②許可

情報モラル教育の終了、ルール、使用内容を確認し、担当教育指導専門主査、担当係長、学校教育専門幹、学校教育課長の協議により許可の可否を決定する。

(4) 持ち帰りの状況

- ・不登校児童生徒との連絡手段、学習支援（若干名）
- ・長期入院生徒が、病院から学活や授業へ参加する（1名）
- ・結い未来プロジェクトで企業の紹介スライドの作成（23名、1日間）
- ・三遠南信中学生オンライン交流会の準備（4校、8名、8月26日までの必要な日）
- ・文化祭発表準備（13名、7月23日までの必要な日）
- ・「GIGAスクール特別講座～君も宇宙へ！～」に接続し、宇宙や科学に対する興味や関心を高めたり、夢や希望を育む機会とする（30名、1日間）
- ・音読の宿題をムービーで撮影し提出。担任が確認し必要に応じて個別指導を行う（120名、9日間）